

家族で雪の下からキャベツを収穫



美幌市峰延の野菜生産者グループ「キャベツ友の会」は、深さ約80センチほどに積もったほ場の雪を重機や手作業でかき分けて「雪の下キャベツ」の収穫作業を行った（撮影1月）。農協の担当者（農業振興課豆野氏）は「雪の下でゆっくりと熟成されたキャベツは甘さが際立つ」と太鼓判を押している。（写真提供：峰延農業協同組合）

CONTENTS

● 農業農村整備の展開方向について考える 北海道水土里ネットセミナーを開催 ……………	2	● 土地改良事業功労で5氏に栄誉 北海道産業貢献賞 ……………	9
● 第9次中期計画を答申 令和5年度から5か年の業務推進の基本方向等を示す 中期計画策定特別委員会 ……………	3	● 監査実務等の理解を深める 土地改良区監査実務等向上研修会 ……………	10
● 通常総会附議事項などを承認 第4回理事会 ……………	7	● 令和4年度通常総会の招集及び総会議案を審議 総務金融委員会 ……………	10
● 土地改良区決済金等支援の考え方などを共有 第2回土地改良区委員会 ……………	7	● 本部・支部の連携強化を確認 支部事務局長会議 ……………	10
● 土地改良区決済金等支援の算定方法など意見交換 土地改良区参事・事務局長会議 ……………	8	● 令和5年度事業計画等を協議 管理運営体制強化、受益農地管理強化の両委員会を開催 ……	10
		● 事業部道央事務所 近藤慎一副主幹が大賞を受賞 第8回技術研究発表会 ……………	11
		● 多面的機能支払に取り組む活動組織を紹介 活動組織名：別海町資源保全広域協定(別海町) ～豊かな自然環境を未来の世代に～ ……………	12

道民の財産、「水」「土」「里」を次代へ引き継ごう!

「水土里ネット北海道」は北海道土地改良事業団体連合会の愛称です

農業農村整備の展開方向について考える 北海道水土里ネットセミナーを開催

本会は1月26日、320名の参加を得て、札幌市内のホテルで令和4年度北海道水土里ネットセミナーを開いた。農林水産省農村振興局土地改良企画課の河嶋正敏課長、株式会社大丸松坂屋百貨店の本田大助北海道駐在バイヤー、厚沢部土地改良区の池田直樹事務局長、前農林水産大臣政務官・全国水土里ネット会長会議顧問の宮崎雅夫参議院議員を講師に招き、北海道農業の現状と課題や、今後の農業農村整備の展開方向などについて認識を深めた。



道内から320名の参加を得て開かれた水土里ネットセミナー

域で十分に議論・検討をしていたきたい」と説いた。さらに、土地改良団体における女性理事の登用について、「第5次男女共同参画基本計画の目標達成に向け、積極的に取り組んでいたきたい」と述べた。

冒頭、挨拶に立った本会の菊地博会長は、水田の畑地化の動きについて「今後の地域農業や農業用水のあり方など、様々な視点から検討する必要がある、関係機関・団体と連携を図りながら、課題を共有し、必要な対応について積極的に取り組んでいきたい」と強調した。また、令和5年度農業農村整備関連の国費予算について「地域の要望に応えられる予算が確保できるものと考えている。これも会員をはじめ、多くの土地改良関係者の要請行動の成果である。本会としても、地域が目指す農業の実現に向けて、事業の円滑な推進に力を尽くす」と決意を述べた。



冒頭、挨拶に立った本会の菊地博会長は、水田の畑地化の動きについて「今後の地域農業や農業用水のあり方など、様々な視点から検討する必要がある、関係機関・団体と連携を図りながら、課題を共有し、必要な対応について積極的に取り組んでいきたい」と強調した。また、令和5年度農業農村整備関連の国費予算について「地域の要望に応えられる予算が確保できるものと考えている。これも会員をはじめ、多くの土地改良関係者の要請行動の成果である。本会としても、地域が目指す農業の実現に向けて、事業の円滑な推進に力を尽くす」と決意を述べた。



続いて本田道在駐バイヤーは「地域素材を活かした魅力的な商品作り〜縁を紡ぐ・縁を大切に〜」をテーマに、全国の百貨店で唯一の北海道駐在バイヤーとして、食を通じて北海道の魅力を伝えるための取組みを紹介した。生産者のもとに自ら足を運び信頼関係を構築していくことや、購入者へ自分の言葉で商品の魅力を伝えることなど、人との「縁」を大切に、「新たな付加価値」を生み出した事例を自らの経験を交えて説明。「『北海道の宣伝マン』のつもりで、北海道の食の魅力を地域と連携し、全国に向けて継続して伝えていく」と述べた。



最後に宮崎議員は「農業農村の現状と今後の展開方向」と題して講演。土地改良関係予算の推移と農業水利施設における電気料金高騰に対する支援等について情報提供を行った。また、水田の畑地化に向けては「地域の農業をどういう方向へ進めていくか土地改良区の立場で積極的に議論の場に参加し、発信していただきたい」と呼びかけた。現在進められている、食料・農業・農村基本法の検証の見直しについては「国民の皆様はどう発信し、農業農村整備について理解していただくかが大切」、「様々な課題に対して土地改良の代表としての役割を果たしていけるよう全力で取り組んでいく」と支援を求めた。

セミナーでは、最初に河嶋課長から「土地改良区をめぐる最近の情勢」について、令和5年度農業農村整備事業の当初予算及び令和4年度補正予算の概要や予算の推移などを説明した。また、畑地化促進助成における土地改良区決済金等支援では、「畑地化の推進にあたり土地改良区は今後どうあるべきかなど、地



セミナーでは、最初に河嶋課長から「土地改良区をめぐる最近の情勢」について、令和5年度農業農村整備事業の当初予算及び令和4年度補正予算の概要や予算の推移などを説明した。また、畑地化促進助成における土地改良区決済金等支援では、「畑地化の推進にあたり土地改良区は今後どうあるべきかなど、地



池田事務局長は「中山間地域における農業農村整備と地域振興について」をテーマに、令和2年度農業農村整備優良地区コンクールで農林水産大臣表彰を受賞した厚沢部地区の事例を紹介した。農業農村整備事業により農地の大区画化や排水整備等を進め、条件不利地を克服し

池田事務局長は「中山間地域における農業農村整備と地域振興について」をテーマに、令和2年度農業農村整備優良地区コンクールで農林水産大臣表彰を受賞した厚沢部地区の事例を紹介した。農業農村整備事業により農地の大区画化や排水整備等を進め、条件不利地を克服し

池田事務局長は「中山間地域における農業農村整備と地域振興について」をテーマに、令和2年度農業農村整備優良地区コンクールで農林水産大臣表彰を受賞した厚沢部地区の事例を紹介した。農業農村整備事業により農地の大区画化や排水整備等を進め、条件不利地を克服し

第9次中期計画を答申

令和5年度から5カ年の業務推進の基本方向等を示す

中期計画策定特別委員会

昨年5月の理事会において審議の付託を受け、令和5年度から5カ年の本会の業務推進の基本方向となる中期計画を審議してきた第9次中期計画策定特別委員会（委員長 徳永哲雄・本会副会長）は、2月8日に開かれた第2回委員会で最終答申をまとめ、3月3日の理事会に答申した。



3月3日の理事会で答申する徳永委員長（右）と理事会を代表して答申書を受け取る本会菊地博会長（左）

年度までの5カ年間。

計画の策定は、昨年5月30日の4年度第1回理事会で審議の付託を受けた、14名の委員で構成する同計画策定特別委員会が、昨年8月4日の第1回委員会を皮切りに委員会を2回開催。

その間、委員会の円滑な運営を図るため調査・検討を行う幹事会を2回開き、4年度までの第8次中期計画の検証を行うとともに、本会の現状と課題などを整理・分析し、今後の業務の取り組むべき方向等について審議を進めてきた。

特に、土地改良事業に関する会員への技術援助や国・道に対する技術協力、農業土木技術者の育成支援、水活交付金の見直しに係る土地改良区等に対する支援、男女共同参画促進などについて議論が重ねられた。

このほど取りまとめられた「第9次中期計画」は、答申と調査・検討資料で構成。調査・検討資料では、本会の運営状況と課題、対応方針を踏まえた今後の展開方向などを事業ごとに整理。それらを踏まえ、答申では、業務

推進の基本方向、事業計画、組織、財務の4項目を柱に、今後5カ年の会務運営の目指す方向、各事業の取り組むべき方向を示した。

3月3日の本会理事会で、徳永委員長は「今後、この中期計画に沿って、

国や道をはじめ農業関係団体等と緊密な連携を図りながら、業務を着実に推進し、会員323団体の共同利益の増進と負託に応え、協同組織としての役割を一層発揮していただくことをお願いする」と述べ、同計画を答申した。

委員会及び幹事会の名簿は次の通り（敬称略）

【委員会】

（委員長）

▽徳永哲雄（本会副会長・弟子屈町長）

（副委員長）

▽碓一寿（本会総務金融委員長・興部町長）

（委員）

▽畔津知朗（道開発局農業水産部調整官）▽高崎悟（道農政部農村振興局長）

▽金秀行（蘭越町長）▽外崎秀人（今

川町長）▽飯田晴義（幕別町長）▽笹

川洸志（遠別町長）▽山本宏（新えべ

つ土地改良区理事長）▽長井眞一（北

海土地改良区理事長）▽北村薫（神竜

土地改良区理事長）▽岩渕伸人（富良

野土地改良区理事長）▽高玉幸吉（鶴

川土地改良区理事長）▽東野秀樹（J
A道北なよろ代表理事組合長）

【幹事会】

（議長）

▽三野康洋（道開発局農業水産部農業
計画課長）

（幹事）

▽山本恵太（道開発局農業水産部農業
設計課長）▽磯嶋光世（道農政部農村
設計課長）▽神田吏（道農政部農業施
設管理課長）▽鈴木仁志（道農政部農
村計画課長）▽山内康弘（道町村会事
務局長）▽沼田光弘（JA道中央会営
農支援担当部長）▽斎藤貴視（岩見沢
市農業基盤整備課長）▽井原愛啓（音
更町経済部長）▽門脇芳則（別海町産
業振興部長）▽坂本克史（篠津中央土
地改良区参事）▽中嶋一隆（深川土地
改良区参事）▽松尾秀人（大雪土地改
良区参事）▽村木直樹（渡島平野土地
改良区参事）▽森和徳（JAしれとこ
環境保全課長）

環境保全課長）

第9次中期計画 答申

令和5年3月

はじめに

北海道の農業・農村は、積雪寒冷な気象や特殊土壌など厳しい生産条件を、農業者のたゆまぬ努力と土地改良の積み重ねにより克服し、本道の社会・経済を支える基幹産業として発展を続け、安全・安心な食料の安定供給や、国土の保全などに重要な役割を担ってきた。

このような中で、北海道土地改良事業団体連合会は、昭和32年の土地改良法の改正に基づき、33年4月に創設され、以来、市町村、土地改良区、農業協同組合の協同組織として、会員への技術援助や国、道への技術協力等を通して、道内の農業農村整備事業の円滑な推進に努め、会員の共同利益の増進と負託に応えてきた。

近年、農村地域の高齢化や人口減少、自然災害の頻発・激甚化に加え、世界的な食料情勢の変化や気候変動などに伴い、我が国の食料・農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化し、食料安全保障の強化が喫緊の課題となっている中で、大規模で専門的な農業が展開されている本道の農業・農村が引き続き発展し、国民への食料の安定供給に一

層貢献していくためには、飛躍的な生産性の向上が期待できるスマート農業の推進や、高品質・高収益作物の生産拡大、農村地域の防災・減災を着実に進めていく必要がある。

そのためには、農地の大区画化や排水改良、農業水利施設・農道の整備・保全などにより、農業の生産力・競争力強化や農村地域の強靱化を進める農業農村整備事業を計画的に実施していくことが不可欠である。

こうした認識のもとに、本委員会は、道内の農業農村整備事業の適切かつ効率的な運営の確保を目的とする北海道土地改良事業団体連合会の会務運営にあたり、令和5年度から5か年の事業計画や組織・財務運営等の業務推進の基本方向となる「第9次中期計画」を取りまとめたので、国や道をはじめ関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、本計画の達成に向けて業務を着実に推進し、会員の協同組織としての役割の一層の發揮に努めるよう答申する。

第1. 業務推進の基本方向

1. 協同組織としての役割の發揮

本会は、農業農村整備事業（土地改良事業及び関連する事業）の適切かつ効率的な運営を確保し、会員の共同利益を増進するため、会員の多様なニーズを的確に把握し、国や道、関係機関・

団体等との緊密な連携のもとで、会員に対する技術援助や国、道に対する技術協力をはじめ、教育及び情報の提供、調査研究、地元負担軽減対策、提案・要請活動等を通じて、協同組織としての役割を着実に果たしていく。

なお、国が進めている水田の畑地化促進に向けては、今後の農業用水のあり方を含めた持続可能な水田農業の将来像を地域が描くことができるよう、必要な提言などを行っていく。

2. 農業農村整備に精通した人材の確保・育成

本会はもとより会員の市町村や土地改良区では、農業土木技術者が不足し、技術力の低下が懸念される状況にあることから、本会は、国や道などと十分な連携を図り、道内の農業農村整備を担当する職員の技術力向上に向けた研修・教育の充実を図るなど、技術者育成支援を重点的に実施する。

3. 組織体制と財務運営基盤の強化

本会は、会員の負託、要請に応じていくため、職員の計画的な採用や教育訓練の充実、女性活躍の促進など組織体制の強化に努めるとともに、会員や国、道から委託を受けて行う業務の確保や、業務の効率化などによる経費の縮減に努め、財務運営の健全化を図っていく。

第2. 事業計画に関すること

1. 土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

(1) 会員に対する技術援助

1) 団体営土地改良事業等に対する技術援助

農地耕作条件改善事業や農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業集落排水事業などの団体営土地改良事業に会員が機動的・積極的に取り組めるよう、調査計画から施工管理までの一連の技術援助を行っていくほか、換地計画業務や標準積算システムの運用などへの支援に取り組んでいく。

また、自然災害が多発している中で、会員からの要請に基づき、被災した農地・農業水利施設の災害復旧支援に迅速に対応していく。

なお、令和4年4月施行の土地改良法改正により、会員が行う団体営事業を本会が支援できる仕組みが法定化されたが、具体的な実施方法については会員の意見を踏まえて検討していく。

2) 技術職員出向支援

技術職員の出向支援体制の強化に取り組んでいくが、現状の体制では、農業農村整備事業を実施する会員からの要請に十分応えられない状況にあることから、事務所を拠点とした業務支援を中心に対応していく。

(2) 国又は道に対する技術協力

国、道から求められる技術力を持つ人材の確保・育成など体制の整備・強化を図り、引き続き、国営・道営土地改良事業に対する技術協力を重点的に取り組み、道内の農業農村整備の円滑かつ効率的な実施に寄与していく。

特に、調査計画・設計業務等においては、地域のニーズや実情、国や道の施策に即した技術提案等を行っていく。

(3) 会員支援

1) 農業土木技術者技術向上支援

会員等では、農業農村整備に精通した職員が退職などにより減少し、技術力低下の懸念や農業土木技術者が不足している状況にあることから、国や道などと十分な連携を図り、本会はもとより市町村や土地改良区等の職員を対象に体系的な技術研修を継続的に実施するとともに、会員等のニーズを踏まえて、受講者の技術レベルに合わせたきめ細かなカリキュラムを作成し、それに即した研修など、技術者育成の更なる充実・強化を図っていく。

2) 組織運営強化等支援

会員の組織運営体制の強化等に資するため、関係機関等と連携を図りながら、農業農村整備事業等に関する情報の収集・提供を行うとともに、セミナーの開催などを通じて意見交換を行っていく。

また、土地改良区に対しては、監査機能強化や財務状況の明確化など改正

土地改良法を踏まえた業務運営の適正化をはじめ、維持管理計画の策定、女性理事の登用など男女共同参画の取組促進、土地改良区創造運動の推進などの支援を行っていく。

3) 土地改良区体制強化事業

国の事業目的に沿って、土地改良施設の診断・管理指導や土地改良事業等に関する苦情・紛争の対応、土地改良区の財務管理強化対策に取り組みとともに、農地整備に伴う換地処分円滑な推進に向けた指導・支援を行っていく。

4) 農業水利施設の事故防止対策等

子供や高齢者の用水路等への転落事故や、施設の維持管理に係わる事故の未然防止に向けて、土地改良区等の施設管理者に対し、適正管理や維持管理作業の安全管理の徹底など一層の注意喚起を図っていく。

また、用排水路等の施設で発生する事故に備え、賠償責任や傷害に係る保険加入業務を行うほか、事故発生時には土地改良区等の施設管理者の適切な対応を支援していく。

(4) 日本型直接支払の推進支援

「北海道日本型直接支払推進協議会」の事務局として、国や道、関係市町村と連携のもと、引き続き、多面的機能支払の農業者等で構成する活動組織や中山間地域等直接支払の集落が円滑かつ適切に地域資源の保全活動等に取り組んでいけるよう、指導・助言を行っ

ていくとともに、システムの活用等による事務負担の軽減に向けた支援を行っていく。

また、地域における課題等の把握に努め、国に対し、必要な対策について提言するほか、予算の確保と地方負担に對しての十分な地方財政措置を求めていく。

(5) 農地等地図情報運用支援

1) 水土里情報システム運用支援

地域における農地や農業水利施設等の情報の共有化と相互利用を可能とする「水土里情報システム(We b型GIS)」の地図情報データベースを、市町村や土地改良区等の利用団体が有効かつ効果的に活用してもらうためのシステム操作や情報の管理・運用の支援を行い、必要に応じてシステムの改良・更新を行うとともに、利用団体の更なる拡大を図っていく。

また、市町村や土地改良区等が地図情報を一層有効に活用できるよう、国の更なる支援を求めていく。

2) 水土里情報システム活用支援

水土里情報システムの利用団体が、地域の農業農村整備構想の検討や、土地改良区の維持管理計画の策定、水利権の更新などで、同システムのデータベースを有効に活用できるように、資料作成などの支援を行っていく。

(6) 施設管理支援

1) 土地改良施設維持管理適正化事業

国の事業目的に沿って、農業水利施設

の機能保持のため、施設を管理する土地改良区等からの申請に基づき、定期的な修繕・補修や防災・減災等のための緊急性の高い施設整備を行う。本事業を着実に推進するとともに、必要な予算の確保を国に求めていく。

2) ため池サポーターセンター業務

道と本会が共同で運営する「北海道ため池サポーターセンター」において、道内の農業用ため池の管理者に対し、適正な保全管理に関する技術的指導・助言や自然災害等からの安全性の確保に必要な情報発信などを行っていく。

3) 農道台帳の作成管理等業務

農道の維持管理については、普通交付税における市町村の基準財政需要額に計上されることから、引き続き、農道台帳(副本)の整備管理を行っていく。

2. 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

(1) 研修会、講習会

会員の役員員の農業農村整備事業に係る理解の促進などを図るための効果的な研修会・講習会を計画的に開催していく。

(2) 広報、広聴活動

本道農業・農村の役割や農業農村整備事業の効果などについて広く道民の理解の醸成を図るため、多様なツールを活用しながら、関係機関・団体と連携した広報活動に取り組むとともに、会員が必要とする情報を収集し、迅速か

つタイムリーな情報提供に努めていく。

また、様々な機会やアンケート調査等を活用して、本会業務や農業農村整備事業等に対する会員からの要望・意見を積極的に聴取し、適切な対応に努めていく。

3. 土地改良事業に関する調査研究

(1) 農業農村整備事業制度に関する調査研究

農業農村整備事業に関する課題などを的確に把握し、国や道、農業関係団体と連携を図りながら、会員のニーズを反映した事業制度の改善等の検討を継続的に行っていく。

(2) 道内外の農業農村整備事業の優良事例等調査

道内外の農業農村整備事業の優良事例等の調査を通じて、先進的な取組等の情報発信に努めていく。

(3) 新技術を活用した農業農村整備の調査等に関する研究

農業農村整備に係る受託業務や災害復旧の支援要請などに対するより迅速かつ効率的な対応や、土地改良区等が行う施設管理の省力化・高度化に向けて、ドローンなど新技術を活用した農業農村整備の調査等の研究・検討を行っていく。

(4) その他

水田の畑地化に伴う地域の新たな水利用計画や農業水利施設を活用した小水力発電の導入、スマート農業技術等

最大限發揮させるための基盤整備などについて、必要に応じて調査・検討を行っていく。

4. 土地改良事業の金融改善

(1) 土地改良負担金対策（農家負担金軽減支援対策事業）

事業を計画している市町村や土地改良区等に対し、土地改良負担金対策の普及・啓発に努めるとともに、全国土地改良事業団体連合会から事務受託している事業申請に係る審査や無利子資金の貸付、利子補給・利子助成業務などを着実に進めていく。

また、農家負担の軽減に必要な予算の確保と、会員からの要請を踏まえた必要な施策を国に求めていく。

(2) その他、地元負担軽減対策

地域が必要とする農業農村整備事業を積極的に取り組めるよう、地方財政措置の充実・強化等を国に求めていく。

5. 本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

(1) 提案・要請活動

農業の生産力・競争力や食料安全保障の強化、農村地域の防災・減災対策、農業・農村の多面的機能増進などを着実に進めていくため、農地や農業水利施設・農道の整備・保全など、会員のニーズを踏まえた農業農村整備事業の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現、農業の国際化の進展を踏まえた国内対策の充実等

ついて、国をはじめ関係機関等に対し、適宜に提案・要請を行っていく。

(2) 水田活用の直接支払交付金の見直しに係る今後の対応・検討

水田活用の直接支払交付金の見直しは、農家経営はもとより、土地改良事業の推進や土地改良区運営など、地域農業に大きな影響が懸念されることから、道をはじめ道内10機関・団体で構成する連絡会議とも連携し、課題の共有や対応策の検討などを行うとともに、土地改良区に対する情報発信や支援を行っていく。

(3) 関係機関・団体との連携

関係機関や農業団体等で構成する各種会議等に参画し、農業・農村を巡る課題や必要な施策の検討、情報の収集・発信を行うなど、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、本道農業・農村の持続的な発展に努めていく。

特に、水田活用の直接支払交付金の見直しに対する対応等については、道をはじめ道内10機関・団体で構成する連絡会議に参画し、課題の共有や必要な対策を国に求めていく。

第3. 組織に関すること

1. 会員

会員の市町村、土地改良区、農業協同組合の協同組織として、引き続き、多様なニーズを的確に把握し、会員への技術

援助や国、道への技術協力等を通じて、道内の農業農村整備事業の適切かつ効率的な運営と円滑な推進に努め、会員の共同利益の増進と負託に応えていく。

また、我が国の食料・農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中で、会員が必要とする情報の収集・発信等に努めていく。

2. 組織機構及び執行体制

(1) 組織機構

本会の定款・規約等に基づき、総会、理事会、監事会、各委員会等の適切な運営を図り、引き続き、事業目的の達成と協同組織としての役割の發揮、健全な会務運営を図っていく。

(2) 役員

役員の数等を、「理事が19人以上22人以内（うち員外理事2名）、監事が2人以上3人以内」と定款で定めているが、農業農村整備事業の動向や会員構成等を勘案し、必要に応じて検討していくとともに、女性理事の登用を促進する。

(3) 支部

地域の実情・特性を踏まえた、より効果的な支部活動を推進し、本・支部の一層の連携による提案要請活動や研修会・講習会等を行っていく。

3. 事務局機構

(1) 事務局機構

本会を取り巻く情勢変化や技術援助・技術協力等に対する会員等からの

ニーズに適切に対応していくため、必要に応じて事務局機構や事務分掌の見直しを行い、効率的かつ効果的な業務の推進体制を図っていく。

(2) 職員

会員等からの要請に応えられる技術援助・技術協力等の推進体制の維持・強化を図っていくため、職員の計画的な採用と、技術レベルの向上や業務推進に必要な資格取得に向けた教育訓練、職員の能力・スキルを最大限発揮できる職場環境・福利厚生充実、女性職員の活躍に向けた環境づくりに取り組んでいく。

また、「地方公務員法」の改正を踏まえた道の対応に準じて、令和5年度から定年年齢を段階的に引き上げるとともに、「労働施策総合推進法」に基づき、必要なハラスメント対策を行っていく。

第4. 財務に関する取組

1. 財務運営

会員の共同利益増進と負託に応えていくため、会員や国、道から委託を受けて行う業務の確保や新たな事業・業務へのアプローチなどにより、安定した会務運営に必要な財源の確保と、業務の効率化などによる経費の縮減に努め、財務運営の健全化を図っていく。

2. 財務管理

公益法人会計基準に基づき、適正な

会計処理に努めるとともに、定期的な内部監査、外部監査の実施、財務諸表の情報公開などにより、引き続き、財

通常総会附議事項などを承認

第4回理事会

本会は3月3日、第4回理事会を札幌市内のホテルで開き、令和5年度事業計画及び収入支出予算をはじめとする令和4年度通常総会に附議すべき事項等について審議し、原案通り承認した。事業計画では、本会第9次中期計画の業務推進の基本方向に沿って、事業を推進することとし、会員等への技術援助・協力や土地改良区の業務運営の適正化等への支援などを重点的に取り組むこととした。

務管理の透明性・信頼性の確保と財務状況の明確化を図っていく。

審議に先立ち、中期計画策定特別委員会の徳永哲雄委員長（本会副会長・弟子屈町長）が、昨年5月の第1回理事会で審議付託された令和5年度から5カ年の第9次中期計画を理事会に答申した。

議事では、菊地博会長を議長に、4年度通常総会の招集及び総会に附議すべき事項や本会規程の一部改正などについて審議した。

通常総会は、3月28日に札幌市内で招集されるほか、総会に附議すべき事項の4年度補正予算や5年度事業計画及び予算の設定、各種事業賦課金の賦課基準及び徴収方法などについて審議し、原案どおり承認した。

5年度事業計画の基本方向では、本会第9次中期計画の業務推進の基本方向に沿って、会員の共同利益の増進と負託に応えるため、会員に対する技術援助や国又は道に対する技術協力、農業土木技術者の確保・育成、土地改良区の業務運営の適正化等への支援、効果的な研修会・講習会の開催、水活交

付金の見直しに係る今後の対応の検討などを重点に、協同組織としての役割を果たしていくとし、技術援助・協力や会員支援、日本型直接支払、農地等地図情報運用、施設管理、土地改良負担金対策、調査研究などの支援業務等に積極的に取り組むこととした。

これらの事業計画等に対応するため59億円の5年度予算を計上し、通常総会に提案する。

そのほか、事業強化調整積立金の費消、職員の定年、給与、退職給与等に関する一部規程の改正、4年度通常総会決議（案）について審議し、承認した。

土地改良区決済金等支援の考え方などを共有

第2回土地改良区委員会

本会は1月26日、本会会議室で令和4年度第2回土地改良区委員会（委員長 河村康英・渡島平野土地改良区理事長）を開いた。写真。令和5年度農業農村整備事業に関する国費予算の概要、土地改良区決済金等支援の算定方法などを確認した。

委員会には、委員10名のほか、本会の藤田二専務、本間勤常務をはじめ本会役員、道農政部農村振興局から農業施設管理課の川畑恭章指導管理担当課長と担当職員が出席。



3月3日に開かれた理事会



1月26日に開いた第2回土地改良区委員会
悪天候の為欠席した委員に向けWeb配信も

冒頭、挨拶に立った河村委員長は、道農政部の出席に感謝を述べた後、水活交付金の見直しについて「農家経営はもとより、土地改良区運営においても大きな影響を及ぼすことが懸念されている中、第2次補正予算において、畑地化に対する新たな支援策の一つとして土地改良区の地区除外決済金などへの支援が盛り込まれた。今まで以上に土地改良区運営に与える影響を踏まえた検討を進める必要があると理解している。今後とも委員の皆さんと情報を共有し、議論を重ねて参りたい」と述べた。

また、道農政部川畑課長から、水田の畑地化支援や土地改良区における女性理事の登用について「道としては土

地連とも連携しながら、今後より一層、積極的な指導・助言に努めていく」と述べた。

議事では、令和5年度国費予算概算決定の概要、各事業の新規・拡充事項について説明。また、本会の神野泰博参与より、農業用水のあり方や地区除外決済金、畑地化協力金の支援額の算定に向けた考え方を説明。

委員からは、「地元農協などと連携することの重要性を理解した」、「一部協議中の内容について早く細かいルールを示して欲しい」等の意見があり、藤田専務は「道とも連携し、更に具体的な扱いなどを早い段階で示す」と応えた。

そのほか、土地改良区の財務管理強

化対策、農業水利施設賠償責任保険、土地改良区役職員研修等について確認した。

当日出席した委員長以外の委員は次のとおり（敬称略）。

（副委員長）

▽榎本好男（てしおがわ土地改良区理事長）

（委員）

▽大滝崇夫（恵庭土地改良区理事長）

▽横井信一（深川同）▽佐々木辰善（大雪同）▽酒井誠一（狩場利別同）▽阿部修一（安平町同）▽西保明裕（帯広市同）▽岩崎隆幸（北見同）▽荒木俊彦（オロロン同）

や、地区除外決済金などの支援が盛り込まれたところである。本会としても、関係機関と連携し、積極的な支援を行っていききたい」と述べた。

本会は2月13日、札幌市内で令和4年度土地改良区参事・事務局長会議を開き、全道から土地改良区参事ら約70名が出席。道農政部からの出席を得て、水活交付金の見直しに係る対応等について意見を交わした。

会議の冒頭、挨拶に立った本会の藤田二専務は、「水活交付金の見直しについて、令和4年度第2次補正予算において、新たに畑地化に対する支援策

土地改良区決済金等支援の算定方法など意見交換 土地改良区参事・事務局長会議

会議では、道農政部から令和5年度国費予算概算決定の概要、農業農村整備事業の主な新規・拡充事項について情報提供、土地改良区における女性理事の登用について現在の状況等を説明し、実現に向けた取り組みへの協力を求めた。

続いて、本会事務局から畑地化の促進に向けて、農業用水のあり方を地域で検討する必要性、畑地化＝土地改良区から脱退ではないこと、地区除外決済金、畑地化協力金の支援額の算定方法などを説明。

参加者からは、維持管理に要する費用や残耐用年数の考え方、モザイク状に畑地化された場合の維持管理上の課題、畑地化に伴い必要がなくなった農業水利施設の撤去に対する支援、女性理事登用に向けた員外理事規定の扱いなど、多くの質問、意見が出された。



2月13日に開いた土地改良区参事・事務局長会議

北海道産業貢献賞 土地改良事業功勞で5氏に栄誉

北海道は1月27日付けで、令和4年度北海道産業貢献賞（農業関係功勞者）の受賞者を公表し、2月14日、表彰式を札幌市内のホテルで開いた。土地改良事業功勞では、横井信一氏（現・深川土地改良区理事長）、古谷陽一氏（前・篠津中央土地改良区理事長）、外山弘美氏（前・東和土地改良区理事長）、福家敏春氏（前・美瑛土地改良区理事長）、小島光穂氏（前・北海土地改良区筆頭理事）が受賞の栄に浴した。



土地改良事業功勞の受賞者
左から古谷氏、横井氏、外山氏、福家氏

同賞は、農業関係のそれぞれの分野で永年にわたり献身的な努力を積み重ね、卓越した識見と指導力をもって、本道の農業・農村の振興・発展に多大の貢献をした方々に贈られるもの。

農業団体等功勞者として、農業協同組合功勞者7名、農業共済事業功勞者2名、農業委員会等功勞者10名、土地改良事業功勞者5名、農業指導等功勞者として、農業指導功勞者2名、家畜衛生等功勞者4名、農業・農村振興等功勞者として、農業経営等功勞者1名、農業・農村振興功勞者5名にそれぞれ表彰状が贈呈された。

〔土地改良事業功勞の各氏の功績〕

横井氏 平成11年以来、土地改良区監事、総括監事、理事長として、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業など各土地改良事業の計画的推進に尽力するとともに複式簿記会計の導入や業務の効率化、農家負担軽減対策に積極的に取り組むなど健全な組織運営に寄与した。また、北海道土地改良事業団体連合会理事などを務め、地域農業はもとより、全道的な見地から農業・農村の振興に多大な貢献をした。



関係者が見守る中、受賞者一人一人に表彰状が手渡された
（写真は土地改良事業功勞を受賞した横井氏）

古谷氏 平成14年以来、土地改良区理事、理事長として、国営農業用水再編対策事業や道営農地整備事業など各土地改良事業の計画的推進に尽力するとともに、水利施設の統廃合と用水路の管路化による組合員の負担軽減や支線組合の再編による管理体制の強化に寄与した。また、北海道土地改良事業団体連合会理事などを務め、地域農業はもとより、全道的な見地から農業・農村の振興に多大な貢献をした。

外山氏 平成3年以来、土地改良区理事、副理事長、理事長として、国営かんがい排水事業や道営農地整備事業など各土地改良事業の計画的推進に尽力するとともに、平成9年には近隣土地改良区との合併を実現するなど健全な組織運営に寄与した。また、北海道

土地改良事業団体連合会農業農村整備推進委員などを務め、地域農業はもとより、全道的な見地から農業・農村の振興に多大な貢献をした。

福家氏 平成14年以来、土地改良区理事、理事長代理、理事長として、国営造成土地改良施設整備事業や道営農地整備事業など各土地改良事業の計画的推進に尽力するとともに、平成28年及び平成30年の豪雨により被災した土地改良施設の早期復旧と組合員の負担軽減に寄与した。また、用水路のパイプライン化による農作業の省力化や管理の合理化を図るなど地域農業・農村の振興に多大な貢献をした。

小島氏 平成13年以来、土地改良区監事、筆頭監事、理事、筆頭理事として、国営かんがい排水事業や道営農地整備事業など各土地改良事業の計画的推進に尽力した。また、土地改良施設の有する多面的機能の普及・啓発に寄与するとともに、土地改良施設の管理省力化や安定的な用水供給、組合員の負担軽減対策に積極的に取り組むなど地域農業・農村の振興に多大な貢献をした。

監査実務等の理解を深める 土地改良区監査実務等向上研修会

本会は2月6日、道内土地改良区の役職員を対象に、令和4年度土地改良区監査実務等向上研修会を札幌市内で開催した。講師に、道農政部農業施設管理課の川畑恭章指導管理担当課長、全国土地改良事業団体連合会の市村和寿支援部長を迎え、土地改良区の監事が行う監査に関する知識習得のための研修を行った。

冒頭、本会藤田二専務が挨拶に立ち、水活交付金の見直し、令和5年度国費予算全体の概要について触れた後、研修会の内容について説明。講師の川畑課長ならびに市村部長にお礼を述べた。本研修会は、土地改良区体制強化事業の一環として、監査・内部点検の実



2月6日に開催した監査実務等向上研修会

務等の向上により、土地改良区の運営基盤の強化を図ることを目的に、全国土地改良事業団体連合会と本会が連携し開催した。研修会には180名余りの土地改良区役職員が参加し、川畑課長からは令和5年度国費予算概算決定の概要、土地改良区決済金等支援や土地改良団体における男女共同参画について説明。また、市村部長からは監事の職務、監査の手順、決算関係書類のチェックポイント、財務分析の視点などについて説明がされた。参加者からは、「監査実務の理解が深まり非常にありがたい」等毎年度の開催を求める意見が寄せられた。

令和4年度通常総会の 招集及び総会議案を審議

総務金融委員会

本会は2月21日、令和4年度第2回総務金融委員会を本会会議室で開き、令和4年度通常総会の招集及び総会に向けて、令和4年度収入支出補正予算などを審議したほか、規程の一部改正について審議し、原案どおり承認した。

委員会には、碓一寿委員長、横井信一副委員長をはじめ委員9名のほか、藤田二専務、本間勤常務をはじめ本会役職員が出席。議事では、審議事項として、令和4年度通常総会の招集及び総

会に附議すべき事項として、令和4年度収入支出補正予算、令和5年度事業計画及び収入支出予算の設定、一般賦課金及び特別賦課金の賦課基準並びに徴収方法、役員を選任などについて審議。



2月21日に開いた総務金融委員会

また、職員の定年延長に伴う給与などに関する規程の一部改正について審議を行い、原案どおり承認した。

本部・支部の連携強化を確認

支部事務局長会議

本会は2月14日、令和4年度第2回支部事務局長会議を本会会議室で開き、5年度の事業計画や支部運営費の割当額等について確認したほか、第9次中期計画の策定等について説明した。

会議には支部の事務局長のほか、本会の藤田二専務、本間勤常務らが出席。冒頭、藤田専務が挨拶に立ち、令和5年度国費予算と水活交付金の見直しについて説明し、本会事業の円滑な運営・推進に向けた支部の支援・協力を求めた。協議事項では、支部運営費の4年度

割当見込額や5年度の賦課基準案、支部運営費割当額の当初案、本会事業計画を協議。

また、第9次中期計画の策定についてなど情報提供を行った。

令和5年度事業計画等を協議 管理運営体制強化、受益農地管理強化 の両委員会を開催

本会は3月3日、本会会議室で土地改良区体制強化事業実施要綱に基づき設置している管理運営体制強化委員会（委員長 横井信一・深川土地改良区理事長）と受益農地管理強化委員会（委員長 井酒誠一・狩場利別土地改良区理事長）の両委員会を開き、土地改良施設の円滑かつ適切な管理および事業運営の強化等を図るための施設・財務管理強化対策と、換地事務の適正かつ円滑な推進により、農地の効率的利用を図るための受益農地管理強化対策の5年度事業計画等について協議し、提案通り承認した。

管理運営体制強化委員会では、3年度収入支決算を報告。続いて、4年度事業の土地改良施設の診断や管理指導実績、土地改良事業等に関する相談業務等の事業報告及び決算見込み、5年度事業の土地改良施設の診断、土地改良施設の管理に関する苦情・紛争等の対

策、非補助土地改良事業推進計画等の事業計画、土地改良区等指導監査計画及び予算案について協議し、承認した。

また、受益農地管理強化委員会では、3年度収支決算を報告。続いて、4年度事業の換地事務指導の実績、換地技術者の活動状況等の事業報告及び決算見込み、5年度事業の換地事務に対する指導や研修会の実施等の事業計画及び予算案について協議し、承認した。

委員長以外の委員は次の通り（敬称略）。

【管理運営体制強化委員会】

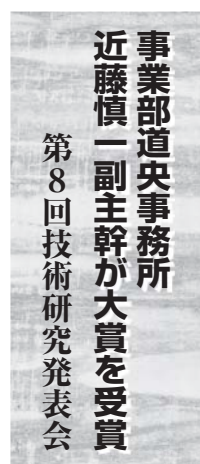
（副委員長）
▽榎本好男（てしおがわ土地改良区理事長）

▽三野康洋（北海道開発局農業水産部農業計画課長）
▽川畑恭章（北海道農政部農村振興局農業施設管理課指導管理担当課長）
▽酒井誠一（狩場利別土地改良区理事長）
▽大滝崇夫（恵庭同）
▽高玉幸吉（鶴川同）
▽三國榮一郎（株）日本政策金融公庫札幌支店農林水産事業副事業統轄）

【受益農地管理強化委員会】

（副委員長）
▽桂一照（栗山土地改良区理事長）
（委員）

▽三野康洋（北海道開発局農業水産部農業計画課長）
▽酒井秀明（札幌法務局民事行政部首席登記官）
▽神田吏（北海道農政部農村振興局農業施設管理課長）
▽榎本好男（てしおがわ土地改良区理事長）
▽横井信一（深川同）
▽山本宏（新えべつ同）
▽臼田輝和（北海道農政部農村振興局農業施設管理課長補佐（事業用地））



本会は3月17日、第8回技術研究発表会を本会会議室で開催した。発表会には本会各部署から8名の職員が参加し、日頃の研究成果を発表した。

発表会は、各部署の所管業務に関する調査・分析・研究などをテーマとした、論文作成能力とプレゼンテーション能力の向上を目的として、平成27年度から年1回開催している。

今年度は、「傾斜地における整地工の工事費の縮減に向けた計画田面高の算出方法」を取りまとめた近藤副主幹が大賞の栄に浴した。計画田面高の設計に一般的に使われている「現況田面高の平均値から求める方法」と、近藤副主幹が検証した「土工量を考慮する方

法」の比較検証した過程が評価された。

第8回技術研究発表会の受賞者は次のとおり。

▽大賞

事業部道東事務所

副主幹 近藤慎一

「傾斜地における

計画田面高の算出方法」

▽金賞

事業部道東事務所

副主幹 石井英明

「設計施工管理業務における

管路工事への対応事例について」

▽銀賞

技術部地域支援課

副主幹 仲野一樹

「水土里情報システムの

利活用向上の検討について」

▽奨励賞

技術部農地・施設管理支援課

技師補 小岩武蔵

「ドローンを用いた水利施設の

維持管理方法は従来の代替

手法となるのか」

豊かな自然環境を未来の世代に

活動組織名：別海町資源保全広域協定（別海町）

<組織概要>

別海町は、広大な大地と豊かな海、さらには摩周湖から流れを発する西別川などの大小の河川が縦横につながり、豊かな自然環境や優れた景観を有しています。この恵まれた資源を基に、大規模で専門的な草地型酪農が展開されており、乳牛約11.8万頭を数える日本有数の酪農地帯です。当地域は、上風連地域と中春別地域を除く町内の農業集落により、平成26年度から「別海町資源保全広域協定」を結成して本事業の取組みを開始しました。



別海町資源保全広域協定
運営委員会
委員長 齊藤 春雄

- ・対象農用地：41,680ha（畑 2,103ha 草 39,577ha）
- ・構成員（非農業者含む）518名、（農事組合法人等）32名、（団体）自治会・JA道東あさひ・JA計根別など

- 総延長約870km農道沿いの草が繁茂して通行車両の視界不良や雑草の種が農地に飛散する恐れがあるため、建設会社と連携して毎年、年2回農道路肩の草刈を実施しています。
- 冬期間、吹雪により集乳作業に支障をきたすことが多いことから、集乳道の除雪を実施しています。
- 農業と漁業が将来にわたり共存共栄できる将来を築いていく為に、水質モニタリング調査を継続的に実施し、過去との比較を行い水質の動向を把握しています。

<特徴的な取り組み>

当地区では、農道の路面補修や草刈りなどを実施するとともに、地域住民に参加してもらい美しい自然環境を持続させるためのゴミ拾いなどにも積極的に取り組んでいます。また、「別海町農業農村振興事務組合」を設立し、中山間事業と多面的事業の事務を担い一元化することにより、組織における事務の負担軽減と安定した事務執行体制を確立しています。

<今後の展望>

共同活動により営農環境や自然環境が維持されています。これからも、豊かな自然環境を未来の世代に継承するため、地域住民に自然環境への関心を持ってもらい、さらに組織・地域住民等が丸となって、地域とともに美しい農村と恵まれた自然環境を守り続けていきたいと考えています。



■農道の草刈り

長距離にわたる農道の草刈りを建設会社と連携しながら実施しています。



■水質保全

水質モニタリング調査を実施することにより、環境への配慮に対する意識が高まりました。



■施設等の定期的な巡回点検・清掃

役割分担により町は公共道路、組織は集乳道を除雪して、安定的な集乳作業を保っています。



恒久的な事務局体制を構築しています。